

議案第95号

富士見市行政組織条例の制定について
富士見市行政組織条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市第6次基本構想及び富士見市第6次基本構想第1期基本計画の推進、現状における課題への対応及び更なる市民サービスの向上を図るため、富士見市行政組織条例の全部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市行政組織条例

富士見市行政組織条例（平成22年条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。

危機管理課

総務部

政策財務部

協働推進部

市民部

子ども未来部

健康福祉部

経済環境部

都市整備部

建設部

（分掌事務）

第2条 前条に規定する部及び課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

危機管理課

(1) 防災その他の危機管理に関すること。

総務部

(1) 議会に関すること。

(2) 文書及び法規に関すること。

(3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

(4) 統計に関すること。

(5) 契約に関すること。

(6) 秘書、渉外及び褒賞に関すること。

(7) 広報及び広聴に関すること。

(8) 職員に関すること。

- (9) 公共施設マネジメントに関すること。
- (10) 財産管理に関すること。
- (11) 営繕に関すること。
- (12) 他の所管に属さないこと。

政策財務部

- (1) 総合的な行政運営に関すること。
- (2) 行政組織及び事務管理に関すること。
- (3) 財政に関すること。
- (4) シティプロモーションに関すること。
- (5) ICTに関すること。

協働推進部

- (1) 地域コミュニティに関すること。
- (2) 防犯及び交通安全に関すること。
- (3) 文化芸術に関すること。
- (4) スポーツに関すること。
- (5) 多文化共生及び国際交流に関すること。
- (6) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (7) 市民相談及び消費生活に関すること。

市民部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 市税に関すること。

子ども未来部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 子ども・若者支援に関すること。

健康福祉部

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 高齢者福祉に関すること。
- (3) 障がい福祉に関すること。

- (4) 健康づくりに関すること。

経済環境部

- (1) 商工業に関すること。
- (2) 就労に関すること。
- (3) 農業に関すること。
- (4) 環境に関すること。

都市整備部

- (1) 土地利用に関すること。
- (2) 公共交通に関すること。
- (3) 公園、緑地及び緑化に関すること。
- (4) 市街地整備に関すること。
- (5) 土地区画整理に関すること。

建設部

- (1) 道路に関すること。
- (2) 治水に関すること。
- (3) 建築に関すること。
- (4) 住環境に関すること。
- (5) 下水道に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、部の内部組織その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(富士見市職員の特殊勤務手当支給に関する条例等の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改める。

- (1) 富士見市職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和51年条例第9号）第10条第1項
- (2) 富士見市都市計画審議会条例（平成13年条例第10号）第8条
- (3) 富士見市都市計画基本方針策定委員会条例（平成31年条例第13号）第8条

(富士見市総合計画審議会条例の一部改正)

- 3 富士見市総合計画審議会条例（平成元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総合政策部」を「政策財務部」に改める。

(富士見市国民保護協議会条例の一部改正)

- 4 富士見市国民保護協議会条例（平成18年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部」を「危機管理課」に改める。

(富士見市入札監視委員会条例の一部改正)

- 5 富士見市入札監視委員会条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総合政策部」を「総務部」に改める。

(富士見市市民参加及び協働推進委員会条例及び富士見市文化芸術振興委員会条例の一部改正)

- 6 次に掲げる条例の規定中「自治振興部」を「協働推進部」に改める。

(1) 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例（平成25年条例第20号）第8条

(2) 富士見市文化芸術振興委員会条例（平成25年条例第21号）第9条

(富士見市男女共同参画社会確立協議会条例の一部改正)

- 7 富士見市男女共同参画社会確立協議会条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民生活部」を「協働推進部」に改める。

(富士見市産業振興審議会条例等の一部改正)

- 8 次に掲げる条例の規定中「まちづくり推進部」を「経済環境部」に改める。

(1) 富士見市産業振興審議会条例（平成25年条例第28号）第10条

(2) 富士見市農業振興地域整備促進協議会条例（平成25年条例第29号）第9条

(3) 富士見市農業委員会の委員候補者選考委員会条例（平成27年条例第43号）

第10条

(富士見市地域公共交通会議条例の一部改正)

- 9 富士見市地域公共交通会議条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部」を「都市整備部」に改める。